

質問回答書

業務名：火の山山麓立体駐車場整備設計施工業務

No.		質問内容	回答内容
65	基本設計書 【基本設計図 山麓駐車場】 4.工事範囲	（基本設計書で示す外構等の範囲に対し、） 仕様書の【1.2.2 業務の範囲】のウ.建設業務 【敷地の外構等の整備】 【2.2.8 外構計画】の【本事業に伴う既存設備（外灯等）～】 が矛盾しているように思われますが、本業務に含まれる工事範囲を再度ご教 示いただけないでしょうか	「資料1 基本設計書」P12_立体駐車場建築概要4.工事範囲において、別途 工事の対象と記載している項目がありますが、仕様書を正とし、立体駐車場 整備に伴う外構工事（撤去及びその他必要となる構造物設置等）は本業務の 範囲内で行うものとして計画してください。